

過剰木材在庫利用緊急対策事業の実施について(林野庁長官宛て)

支	対象建築物が対策事業以外に国庫補助金等を財源に含む地方公共団体の補助金等の交付を受けていた事業に係る国庫補助金相当額(1)	3億6950万円
支	対策事業助成金の交付が木材製品の利用促進のために効率的に行われていない事業に係る国庫補助金相当額(2)	21億1055万円
支	(1)及び(2)の純計	23億8515万円

(前掲83ページ参照)

1 過剰木材在庫利用緊急対策事業の概要等

林野庁は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受けて、公共建築物等の構造材、内装材及び外構材への木材製品の利用促進を緊急的に支援することにより、輸出できずに行き場のなくなった原木在庫(以下「過剰木材在庫」)の解消に貢献することを目的とし、令和2年度限りの事業として、過剰木材在庫利用緊急対策事業(以下「対策事業」)を実施している。

同庁は、対策事業の実施に当たり、一般社団法人全国木材組合連合会(以下「全木連」)を事業実施主体とし、木材製品の利用促進を行う工務店等(以下「取組事業者」)への助成金(以下「対策事業助成金」)の交付等の業務に要する経費について、国庫補助金を交付している。

対策事業助成金は、取組事業者が幼稚園、保育所等の公共建築物等の構造材等に木材製品を利用して新築等する場合に交付されることとなっている。対策事業の対象とすることができる建築物等は、対策事業以外に国からの助成を受けていないことなどが要件となっており、この国からの助成とは、建物の整備等に係る国庫補助金等となっている。

また、同庁は、JAS構造材等の普及・実証の取組等に対して助成を行う実証支援事業等(以下「実証支援事業」)を平成30年度以降実施してきており、対策事業は、実証支援事業を参考にしている。

2 本院の検査結果

487取組事業者が47都道府県において実施した対策事業648件(助成対象事業費計148億0799万円、対策事業助成金計71億4132万円(国庫補助金相当額同額))を対象として検査した。

(1) 建築物等が対策事業以外に国庫補助金等を財源に含む地方公共団体の補助金等の交付を受けているか確認する仕組みが構築されていないなどの事態

前記のとおり、対策事業の対象とすることができる建築物等は、対策事業以外に国からの助成を受けていないことが要件となっている。同庁は、「国からの助成」について、地方公共団体から建築主に交付した補助金等の財源として国庫補助金等が含まれる場合に、当該国庫補助金等の使途が建物の整備等に係るものであれば、当該地方公共団体の補助金等はこれに該当するとしている。そして、建築主が建築物等の整備に当たり国からの助成を受けていないかについては、取組事業者が建築主に確認した上で、対策事業の事業申請を行う必要があるとしている。

しかし、同庁は、全木連に対して、取組事業者が対策事業の事業申請を行うに当たり、建築主に「通常の照会」を行い、国からの助成がないことを確認できれば十分であると説明していた。これを受けて、全木連は、地方公共団体の補助金等は、建築主だけでなく地方公共団体にも照会しない限り、必ずしも国庫補助金等の有無を確認することはできないことから、工務店等を対象とした地域ごとの事業説明会等において、国からの助成に該当しないと誤った説明をしていた。

そこで、本院が、全木連及び取組事業者を通じて、対策事業の対象とした建築物等(以下「対象建築物」)の整備に係る国からの助成を受けていないかについて建築主に確認したところ、24取組事業者が実施した対策事業計25件(助成対象事業費計7億5801万円、対策事業助成金計3億6950万円)において、建築主は、地方公共団体から、対象建築物の整備の財源として国庫補助金等を含む地方公共団体の補助金等の交付を受けていた。

そして、上記の25件について、取組事業者が事業申請を行った際に国からの助成の有無を確認したかについて検査したところ、13件については、取組事業者が国からの助成の有無を確認し、

対象建築物の整備に当たり、建築主が地方公共団体の補助金等を受けていることを認識していた。しかし、建築主が当該地方公共団体の補助金等の財源に建物の整備等に係る国庫補助金等が含まれていることを認識していなかったり、前記のとおり、全木連が事業説明会等において誤った説明をしたりなどしていたことから、取組事業者は、対象建築物は対策事業の要件を満たすものとして全木連に事業申請を行っていた。また、残りの12件の取組事業者は、国からの助成の有無を確認していなかったり、確認したか不明であるとしたりしていたが、仮に、建築主が地方公共団体の補助金等を受けていることを確認していた場合であっても、上記と同様の理由で、全木連に事業申請を行っていたおそれがあると思料される。

このように、地方公共団体の補助金等については取組事業者が国からの助成に関する要件を満たしていることを確認した上で事業申請をすることは困難な場合があり、対策事業においては、上記の確認を行う仕組みを構築することなどが必要であったと認められる。

(2) 対策事業助成金の交付が木材製品の利用促進のために効率的に行われていない事態

前記のとおり、対策事業は、公共建築物等の構造材等への木材製品の利用促進を緊急的に支援することにより、過剰木材在庫の解消に貢献することを目的としている。そして、同庁は、対策事業の採択を決定した旨を取組事業者に対して通知する審査結果通知書に記載された日付より前において現場の工事に着手しているものに係る経費は助成対象外とするとしていた一方で、木材製品を利用することが決定された時期についての制限は設けていなかった。

そこで、助成対象とした木材製品の利用に係る設計が行われた時期について検査したところ、129取組事業者が実施した対策事業計139件(助成対象事業費計43億5133万円、対策事業助成金計21億1055万円)は、対策事業の公募要領が公表された日である令和2年6月1日より前に、対象建築物の建築確認申請が行われるなどして、既に木材製品を利用することが決定していた。

このように、上記の139件に係る木材製品は、対策事業が実施されなくても利用されることが見込まれたものであり、対策事業助成金の交付は木材製品の利用促進のために効率的に行われたとは認められない。

(1)及び(2)の事態について、重複分を除くと、計147取組事業者における対策事業計158件(助成対象事業費計49億1953万円、対策事業助成金計23億8515万円)となる。

3 本院が表示する意見

同庁は、対策事業に対する本院の指摘を踏まえて、全木連に対して、4年度の実証支援事業の実施に当たり、工務店等の事業主体が事業申請を行う際には、建築主が地方公共団体の補助金等を含めて国からの助成を受けていないことを建築主に書面で回答を求め、当該書面を提出させるよう規程に反映させる措置を講じている。

については、同庁において、対策事業と同様に他に国からの助成を受けていないことを要件とする事業を適正に行うよう、また、木材製品の利用促進を支援する事業を効率的に行うよう、次のとおり意見を表示する。

ア 今後実証支援事業を含めて対策事業と同様に他に国からの助成を受けていないことを要件とする事業を実施する場合、当該要件を確認する措置を講じた4年度の実証支援事業の実施状況を踏まえ、工務店等の事業主体が事業申請を行うに当たり、国からの助成の有無について、建築主から地方公共団体に照会するなどして地方公共団体の補助金等の財源として国庫補助金等が含まれていないことを確実に確認する仕組みを構築すること。また、事業実施主体に対して、地方公共団体の補助金等の財源として国庫補助金等が含まれているか確認することについて適切な説明を行うこととするとともに、当該構築した仕組みを規程に反映させるよう指導することとする。

イ 今後木材製品の利用促進を支援する事業を実施する場合に備えて、木材製品の利用促進のために対策事業助成金の交付が効率的に行われるためには、どのような方法で事業を実施するべきであったかについて、今回の対策事業を改めて検証するとともに、その結果を制度設計に活用する方法を検討すること